

資料

関東大震災と埼玉県の地域経済 —産業組合と同業組合の果たした機能に注目して—

大 森 一 宏

1. はじめに

関東大震災は、1府6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨、茨城）をあわせて、全焼38万戸、死者・行方不明者9万5,000人、損害額55億円と推算されるきわめて大きな被害をもたらした（中村隆英 [1993] 62頁）。その被害の大部分は、東京と横浜に集中したが、埼玉県における被害も小さなものではなかった。すなわち、震災後の火災の発生こそほとんどなかったものの、建物の損壊（全壊、半壊、破損）は3万9,000戸に及び、死傷者の数も5,000人弱となっている。さらに産業の被害も大きく、工業では川口の鋳物業や北足立郡や入間郡に展開する織物業が打撃を受けた（埼玉県 [1989] 400-401頁）。

こうした被害からの復興に際して、埼玉県では罹災義捐金が募集され、それが埼玉共済会を通じて貸出が行われたこと、県税の減免と徴収猶予の措置がとられたこと、消防組、青年団、在郷軍人会などの団体による援助活動が行われたことなどが指摘されている（埼玉県 [1989] 406-410頁）。しかし、地域における復興に至る過程の全体像は、必ずしも十分に明らかにされているわけではない。

本稿は、埼玉県における震災からの復興過程を明らかにするための手がかりをつかむ作業の一つとして、県内の産業組合と同業組合に注目し、その活動を示す資料を紹介することが目的である。産業組合は、1900年に制定された産業組合法に依拠する経済団体であり、農業者や商工業者による原材料の共同購入、信用事業、共同生産などを行うことが認められていた。また、1900年制定の重要物産同業組合法に依拠する同業組合は、主に地場産業に関わる同業者の組織であり、強制加入制度のもとで製品検査などを

中心とする活動を行っていた（由井常彦 [1964] 34-43頁、110-119頁）。この産業組合と同業組合は、いずれも戦前における政府の産業政策の中で重要な位置づけが与えられていたが、1923年当時の埼玉県には444の産業組合と27の同業組合が存在していた（埼玉県 [1981] 460頁）。

以下では、埼玉県立文書館所蔵の埼玉県行政文書に依拠して、関東大震災からの復興に関わる産業組合と同業組合の活動に関わる若干の資料を見ながら、それについての簡単な解説を行うことにしよう。

2. 産業組合の活動

1923年9月1日に発生した大震災から半年程経た1924年2月27日付で、埼玉県知事は産業組合について農商務省農務局長あてに以下のような報告を行っている。

（資料1）

震災ニ際シ産業組合活動状況ノ件

十三年 二月廿七日

知事

農商務省農務局長宛

（前略）

県下ニ於ケル客年九月ノ震災ハ大体ニ於テ北足立、南埼玉、北葛飾ノ三郡最モ激甚ニシテ北埼玉、比企、入間三郡之ニ次キ大里、児玉、秩父ノ三郡ニ於テハ物質上ノ被害極メテ少シ而シテ産業組合ノ被害其ノ直接ノ被害即チ組合ノ営造物ノ破損セルモノ約二万一千余円（外ニ生糸ノ焼失額六万円）ニ過キサルモ間接ノ被害即チ組合員カ物質上蒙リタル損害ハ実ニ一千百四十三万余円ノ巨額ニ上レリ

其ノ他金融梗塞、交通機関ノ支障並ニ恐慌即チ精神上ニ及ホシタル打撃ハ実ニ測リ知ルヘカラサルモノアリトス

此ノ秋ニ際リ産業組合ノ活動ニヨリ物質上將タ又精神上ニ及ホシタル

関東大震災と埼玉県の地域経済—産業組合と同業組合の果たした機能に注目して—

効果ハ又以テ想像ノ及ハサルモノアリ其ノ復旧材料ヲ供給シ又資金ヲ供給スル等ハ特ニ物質上ニ於ケル顕著ナル事実ナルモ組合事業ノ継続ノ如キハ平靜ニ復シタル今日ヨリ之ヲ見ルトキハ之ヲ以テ活動ト認ムルハ聊カ奇怪ノ感ナキニアラサルモ当時金融途絶状態ニ在リシ旬日ノ如キハ全ク産業組合ニ依リテノミ金融ヲ得タル状況ニシテ偉大ノ効果トシテ永ク忘ルヘカラサルアリシナリ今組合及联合会ノ活動状況ヲ挙クレバ次ノ如シ

(後略)

(埼玉県行政文書 大1612所収)

要するに埼玉県知事は、震災からの復興過程において産業組合がきわめて大きな役割を果たしたと政府に報告しているわけであり、この後同じ資料で県内の各産業組合の具体的な活動を記している。以下では、その中から保証責任埼玉県販売購買組合联合会の活動状況を取り上げる。

(資料2)

保証責任埼玉県販売購買組合联合会

震災カ特ニ販売購買事業ニ困難ヲ感セシメタルコトハ其ノ金融梗塞交通機関ノ支障ニ加ヘテ東京ニ於ケル需用地ニ於テモ大量ニ引受クル者ナキニ至リタルト一面肥料ノ如キハ大商売ハ悉ク災害ニ被罹リタル等幾多ノ困難アリシコトハ実ニ想像ノ及ハサルモノアリタリ然レトモ联合会本来ノ使命ハ斯カル場合ニ於テ円満ナル供給ヲ為シ更ニ物質ノ販売ヲ行フコトニヨリ完フシ得ヘキモノトナシ全力ヲ傾注シテ先ツ罹災地ニ米ヲ供給シ次テ白米ヲ供出シ又陸軍ニ馬糧ノ供給等ヲ行ヒ金融ノ源泉ヲ開拓シ更ニ肥料ノ購入ニ就キテハ遠ク関西、富山県(伏木港)方面ヨリ仕入ヲ為シ大体ニ於テ麦播種期迄ニ配給ヲ了スルコトヲ得タリ当時ノ状況ヲ回想スレ轉タ其ノ効果ノ絶大ナリシヲ思ハシムルモノアリキ

一. 販売ノ部

当時東京事務所（東京本郷六丁目二十三番地）ニ於テ白米ヲ販売シタルカ如キハ玄米食ヲ余儀ナクセラレツ、アル市民ニ対シテ多大ノ感謝ノ念ヲ以テ迎ヘラレタリ

又陸軍糧本廠ニ於テ大量ノ需要アリタルモ之ニ応スヘキ能力ハ聯合会以外ニハ全クナカリシヲ以テ本会ハ全力ヲ挙ケテ之ニ供出シテ非常時ニ於ケル陸軍ノ要求ニ満足セシメタリ其ノ取扱数量左ノ如シ

白米	五五五俵	九,一〇四円
玄米	七,三五〇	一一〇,五一四
大麦	一八,六五九	九九,六七〇
		二一八,二八八

二. 購買ノ部

主トシテ肥料ニシテ其ノ季節即チ麦播種ノ元肥ニ間ニ合ハサレバ其ノ効果ナキヲ以テ理事ノ此ノ点ニ苦心シタルコトハ震災ト共ニ将来ニ忘ルヘカラサル所ナリトス今取扱数量ヲ挙クレハ左ノ如シ

(後略)

(埼玉県行政文書 大1612所収)

この組合が行ったことは、より被害の大きかった東京に向けて米を供出することと、関西や北陸にまで手を回して肥料を購入し、組合員に配給することであった。すなわち組合は、震災後の東京のライフラインの確保と、農業生産の基盤整備に一定の役割を果たしたことになる。とりわけ、産業組合が震災後のライフラインの一翼を担った事実は注目してよい。

実は、同じ資料で例えば、有限責任横曾根信用販売購買利用組合が組合員中の罹災者に対して、復興資材として亜鉛版などを配給したり、貧困者に共済資金の「供給方斡旋」するなどの活動を行っていたことが確認できる。この組合はさらに、村役場や青年団などと協力して、「村内ヲ通過ス

関東大震災と埼玉県の地域経済—産業組合と同業組合の果たした機能に注目して—
ル避難者ノ為村社氷川神社ニ救護所ヲ設ケテ握飯、麦湯茶ヲ供シ老、幼、
病者ニハ菓子、牛乳等ヲ施与シ別ニ病者、妊婦等ノ収容所ヲ設ケテ医療手
当ヲ施」すなどしていた。すなわち、組合は生活必需品の供給などを通じ
て、自然災害時のライフラインの担い手として機能していた可能性がある。
大震災からの復興過程における産業組合のライフラインとしての役割は、
さらに検討を要する課題であろう。

3. 同業組合の活動

大震災後の同業組合の場合、地場産業の復旧に必要な事業資金を獲得す
ることに力を注いでいた。以下ではこの点について、北足立郡と入間郡の
一部の織物業者を組織していた埼玉織物同業組合を事例に見ていくことに
しよう。

(資料3)

陳情書

今回ノ大震災ハ実ニ前古未曾有ノ事ニ属シ県下ノ各方面ニ亘リ実ニ測リ
知ルベカラサル惨害ヲ蒙タルニ至リタルハ洵ニ遺憾至極ニ御座候就中本
組合地区域ニ於ケル織物業者ノ被害ハ殊ニ激甚ニシテ現下生産販売ノ機
関ハ殆ト致命的損害ヲ蒙レリ之レカ救済ハ焦眉ノ急務ト確信致候就テハ
此ノ際閣下ノ格別ナル御尽力ヲ相仰キ破壊セル産業復興ノタメ何卒低利
資金ノ供給ヲ得度ク切望ノ至リニ御座候金額ノ儀ハ復旧所要費ノ約半額
ニ相当スル金五拾萬円ヲ低利借用致シタク茲ニ別紙損害概覽相添ヘ此度
評議員会ノ決議ヲ以テ陳情候也

大正十二年 九月廿日

埼玉織物同業組合

組長 高山俊吾

埼玉県知事 堀内秀太郎 殿

(埼玉県行政文書 大1612所収)

この資料では、同業組合が県に低利資金の融資の実施を求めているが、その際復旧の所要費は約100万円と見積もられていた。その根拠は、同時に組合が県に提出した「震災被害額及復旧調査」(埼玉県行政文書 大1612所収)で明らかにされているが、それによると、組合員の工場の全・半壊が151棟、その損害額は112万213円、そしてその復旧費は75万3,830円であり、また織機1,739台に39万7,435円の損害が生じ、その復旧費は27万8,805円となっている。したがって、合計の損害額と復旧費は、それぞれ151万7,648円と103万2,635円となる。

こうした組合の陳情に応じて、埼玉県が知事名で以下のような農商務大臣宛の文書案を作成したのが同年の9月25日である。

(資料4)

案

九月二十五日

知事

農商務大臣宛

震災被害産業救済資金下附供給ニ関スル件申請

今回ノ震災ニ際シ管内ニ於テ惨害ヲ蒙リタル産業多有之ル得共就中其ノ最モ激甚ナリシハ北足立郡川口町ヲ中心トスル鑄鉄業並ニ同郡南部一帯ヲ生産地区トスル織物業ニ有之候右ノ内川口町ニ於ケル鑄物工場数ハ約三百従業員四千名ノ処ニ等工場ハ殆ント全部倒潰破損シ来全ク事業ヲ営ムコト能ハサルノ悲況ニ陥リ之ヲ放任スルニ於テハ従業員ハ糊口ヲ失フノミナラス家族モ不幸離散ノ止ムナキニ立至ルヘシ追テ此間思想ノ悪化モ深リ顧慮セラル、次第ニ有者更ニ織物業ニ至リテハ災害地域ニ於テ倒潰工場数百一離職職工三千二百四十余名ニ上リ是等従業者ハ

関東大震災と埼玉県の地域経済—産業組合と同業組合の果たした機能に注目して—

震災以来全ク生業ヲ失ヒ居ル次第ニシテ是等ニ及ホス影響亦鑄鉄業ニ於ケルト同様ニ有之ニ而シテ兩者ノ蒙レル損害高ハ併セテ三百五十六万八千百九十余円ニ上リ之カ救済復旧ハ焦眉ノ急ニ迫リ居リ候処所要資金中差当リ政府ヨリ九十万円ノ融通ヲ仰クニアラサレハ至難ノ儀ニ付右下附供給方特ニ御配慮御詮議相仰度此段及懇請候也

(埼玉県行政文書 大1612所収)

この文書で県は、鑄物業と織物業の被害状況を説明した上で、90万円の融資を政府に申請している。それに対して、政府当局である農商務省は、10月6日付の同省工務局工政課長の吉野信次名の文書で埼玉県内務部長に「本件ニ関スル貴当局ノ意嚮及当業者ノ具体的計画ノ内容等詳細承知致度ニ付」東京芝区にある政府当局に出頭するよう要請している（埼玉県行政文書 大1612所収）。おそらく、これを受けてすぐに県当局者と農商務省の担当官の間で面談・情報交換が行われたものと思われる。

その結果、10月17日には県当局は、政府から被災した織物工場を対象に20万円の低利融資が決定した旨の通牒を受けている（埼玉県行政文書 大1612所収の10月20日付の県内務部長から埼玉県織物同業組合長宛の文書による）。なお、この融資を受けるに際して、政府当局に報告する震災被害の状況や復旧資金の使途・割当などの具体的計画は、同業組合が作成していたらしい。この点については、次に挙げる資料が参考になる。

(資料5)

申請書

曩ニ震災被害復旧資金トシテ低利資金貸与方陳情致置候処当時陳情書ニ添付致候各町村別震災被害復旧所要金額ハ其被害工場ノ倒潰坪数及構造並織機及附属機械ノ破損台数及構造等ヲ参酌計上シ貳拾萬円ニ対シ割当算出致候次第ニシテ爾後各当業者ニ就キ調査シタル結果借入希望申出サ

ルモノト更ニ割当タル額以上借入希望ノモノ有之候タメ過ル十六日区长
会ヲ召集シ担保額等ヲ照会シ慎重審議ノ結果別表ノ如ク貸与割当方決定
致候ニ就テハ可然御詮議被下夫々御承認ノ上至急貸与相願度●●特ニ及
申請候也

大正十二年十月十八日

埼玉織物同業組合

組長 高山俊吾

埼玉県知事

堀内秀太郎殿

低利資金貸付割当決定表

(後略)

(埼玉県行政文書 大1612所収)

この資料から埼玉県の場合、織物同業組合が震災の産業に与えた被害などの調査を行い、政府・県当局と個別の企業・工場の間にとって情報の交換を促進し、低利融資の導入とその割当に際して重要な役割を果たしていた様子が窺える。すなわち同業組合は、先述の産業組合とはまた別の側面において震災からの復興に寄与していた可能性があり、この点に関する検討も今後さらに進めていく必要があろう。

【参考文献・資料】

埼玉県 [1989] 『新編埼玉県史 通史編 6 近代2』

埼玉県 [1981] 『新編埼玉県史 別編 5 統計』

埼玉県行政文書 大1612所収の各文書 (埼玉県立文書館所蔵)

中村隆英 [1993] 『昭和史 I』 東洋経済新報社

由井常彦 [1964] 『中小企業政策の史的研究』 東洋経済新報社